

令和3年度 よこすか「地元のお店」応援券 第2弾(9月24日修正)

募集要項



横須賀市イメージキャラクター 「スカリン」

横須賀市

よこすか「地元のお店」応援券運営事務局

【今年度の事業の特徴】

- ①登録事業者の登録手数料は発生致しません。
- ②換金は申請から振込までを3営業日以内としており、なるべく早く事業者様への振込を予定しております。
- ③応援券に記載の使用期限は令和4年1月31日(月)となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全体スケジュールを1カ月先送りしたため、令和4年2月28日(月)まで延長して利用可能としております。登録店様におかれましてはご対応をお願いいたします。

1. 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ市内経済の回復と市内中小企業・小規模事業者への支援を行う事を目的とします。

2. 横須賀市プレミアム付商品券事業概要

事業主体 商品券発行者	横須賀市
名称	よこすか「地元のお店」応援券第2弾
発行総額	25億円（プレミアム分5億円）
発行内容 冊数・内訳	総数200,000冊 1冊12,500円（共通券500円券×9枚、専用券500円券×16枚）
券種定義	共通券対象：営業店舗面積に関わらず登録した全ての事業者様 専用券対象：営業店舗面積1,000㎡以下の事業者様
販売価格	1冊10,000円で販売
プレミアム率	25%
購入対象者	横須賀市在住者・在勤者・在学者
購入方法	購入希望者は事前応募（多数の場合は抽選）とし、各販売店舗で購入引換券を持参して、応援券を購入します。
購入限度額	購入引換券1枚につき5冊まで購入可能
購入場所 購入開始	市内15ヶ所程度（湘南信用金庫、かながわ信用金庫、横須賀市観光案内所等） 令和3年11月7日（日）～11月20日（土）
使用期間	購入後～令和4年2月28日（月）
換金方法	4ページに記載

3. 応援券取扱にあたっての注意事項

- (1) 応援券は利用店舗における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 応援券の利用対象にならないもの
 - 出資や債務の支払い（公共料金、振込手数料など）
 - 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）の購入
 - たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
※電子たばこ含む
 - 土地・家屋購入等の不動産に関わる支払い
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
 - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - 商品券の交換又は売買

- その他、発行趣旨にそぐわないものとして各利用店舗が指定するもの
- (3) 応援券と現金の交換は禁止しています。
 - (4) 額面金額以下の利用の場合にあってもお釣りはお渡ししないでください。
 - (5) 不足分は現金又は利用店舗で定める支払い方法（クレジットカード等）で受け取ってください。
 - (6) 商品返品の際、返金はできません。
 - (7) 利用店舗で独自に応援券の利用対象外となる商品を定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
 - (8) 利用期間を過ぎた応援券は受け取らないでください。また他市の商品券等も利用できません。
 - (9) 応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。
※破損・汚損等も状況次第では使用できない場合があります。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる応援券の利用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

4. 利用店舗の参加資格

市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り応援券を利用可能とすることができ
る事業者。利用店舗の参加登録料は無料です。


ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営
業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行っている
者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗等。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者
又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われ
た者。
- (5) 役員等（法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団
体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むもの
とする。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律
第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下
「暴力団員」という。）であるとき。その他暴力団又は暴力団員が経営に関与している
とき。
- (6) 暴力団員を雇用しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしているとき。
- (9) 暴力団若しくは暴力団員であること又は、(5) から (8) までの掲げる行為を行う者
であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させ
ているとき。
- (10) 上記の他、横須賀市が不適切と認めるもの

5. 事業者（利用店舗）への依頼項目

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を利用者が分かりやすい場所に掲示しPRに努めてください。
- (2) 応援券には偽造防止措置を施しておりますが、受け取る際は必ず横須賀市が発行したものか確認をしてください。
なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。
またその旨を、よこすか「地元のお店」応援券コールセンターにも報告してください。
確認用として配布する見本券は、応援券を取り扱うすべての方に周知ください。
- (3) 応援券を受け取った時は、再流出を防止するため応援券裏面に利用店舗名を手書き又はゴム印等で必ず記載することとし、既に利用店舗名の記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 使用済みの応援券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため、「換金用伝票」の控えを、入金確認を完了するまで大切に保管してください。
※この控えがない場合は、振込み金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。
- (5) 応援券の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 利用店舗としての参加は、令和3年12月31日申請分までとなります。
なお換金の締め切りは令和4年3月11日（金）です。
- (7) よこすか「地元のお店」応援券の事業運営にご協力ください。

6. 利用店舗の申込及び選定

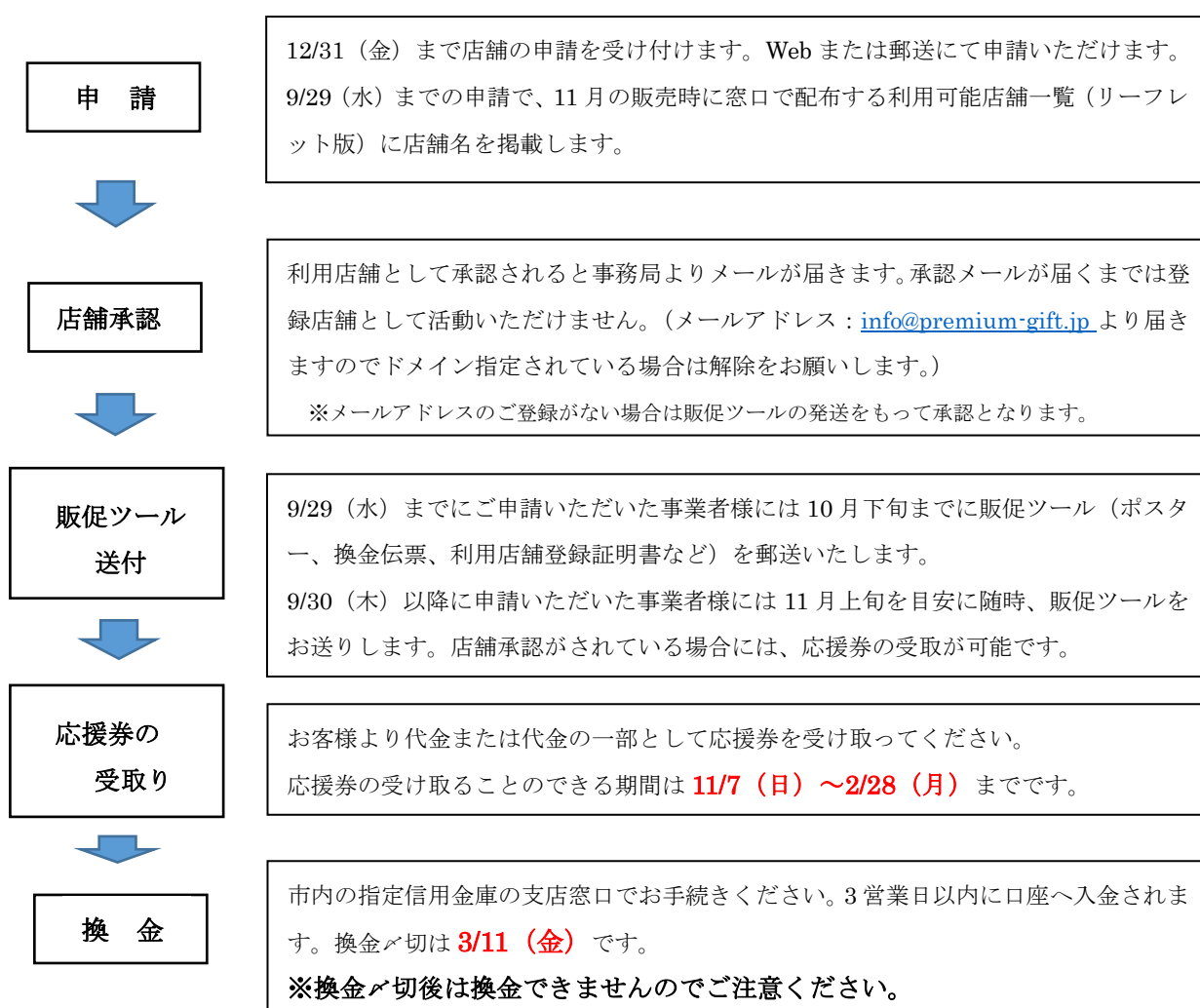
- (1) 申込方法
専用ホームページの申込みフォームより、必要事項を入力の上お申込みください。
なお、複数店舗のある事業者についても登録可能です。

 - ・専用ホームページ：<https://premium-gift.jp/2021ouen-yokosuka>
 - ※専用ホームページ上の「お知らせ一覧」に記載されております
「入力方法について」をご一読の上、入力をお願いいたします。
 - ・9月29日（水）までにご申請頂くと、11月に販売窓口で配布する「利用可能店舗一覧」リーフレットに店舗名が掲載されます。
 - ・郵送での申込を希望する場合は、よこすか「地元のお店」応援券事務局コールセンターまで、お問い合わせください。
- (2) 登録期間：～令和3年12月31日（金）申請分まで、随時受け付けます。
※変更の場合は専用ホームページ内の「お知らせ一覧」でご案内いたします。
- (3) 利用店舗の選定
申込みのあった事業者については、横須賀市の審査を経て、利用店舗として承認します。
承認後、「利用店舗登録証明書」を送ります。証明書は換金時にご提示が必要となります。
利用店舗には、店頭に掲示していただく表示ステッカー及びポスターを後日配付します。

ただし、申込内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

利用店舗向けのマニュアルを作成します。マニュアル・利用店舗用ツール一式は、10月下旬までに配布いたします。

【申請からの流れ】（新規登録事業者）



7. 利用店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用店舗の承認取消を行う場合があります。また、損害金の発生が生じた場合はご請求する場合があります。

8. 換金について

換金口座	湘南信用金庫、かながわ信用金庫いずれかでお持ちの支店口座
換金方法	<p>湘南信用金庫、かながわ信用金庫での換金となります。</p> <p>①「使用済み応援券」「換金用伝票」「利用店舗登録証明書」を上記信用金庫の窓口にご提出ください。</p> <p>②窓口ご提示後、3営業日以内に口座へ振込されます。</p> <p>※「換金用伝票」「利用店舗登録証明書」は利用店舗登録後お送りします。</p> <p>※換金には湘南信用金庫、かながわ信用金庫のどちらかの口座が必要になります。お持ちでない場合は、利用店舗登録前に口座開設をお願いいたします。</p> <p>※新たに口座が開設できない場合は事務局までご相談ください。</p> <p>※湘南信用金庫、かながわ信用金庫の横須賀市内に在る支店での換金手続きをお願いいたします。</p>
手数料又は費用	換金・振込手数料の利用店舗の負担はありません。(無料)
入金手続き	入金は換金申請後、3営業日以内に振込となります。換金手続きは週1回を目安に行ってください。
応援券有効期間	令和3年11月7日(日)～令和4年2月28日(月)迄
換金締切日	令和4年3月11日(金)

*今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、再度スケジュールの変更を行う場合もあります。

【実施主体】

■横須賀市文化スポーツ観光部 商業振興課

【お問合せ先】

■よこすか「地元のお店」応援券運営事務局 コールセンター

【令和3年8月12日(木)～令和4年2月28日(月)】

(委託先) 〒238-0004 横須賀市小川町14-1 ニッセイ横須賀センタービル 6階
株式会社JTB横須賀支店

☎0570-011-231 受付時間 平日 8:30～17:00(8月13日(金)以降)

※土・日・祝日、年末年始はお休みとなります。

[よこすか「地元のお店」応援券 専用ホームページ]

URL: <https://premium-gift.jp/2021ouen-yokosuka>